

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都江東区枝川二丁目7番8号

氏 名 大興運輸倉庫株式会社
代表取締役 片山 饒

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 4年 3月28日
許可の有効期限 令和 9年 3月27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃水銀等、⑤特) 汚泥、⑥特) 廃油、⑦特) 廃酸、⑧特) 廃アルカリ (以上8種類)

※⑤、⑥、⑦及び⑧に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成14年	3月28日	新規許可
平成19年	3月28日	更新許可
平成24年	3月28日	更新許可
平成28年	8月16日	変更許可
平成29年	3月28日	更新許可
令和 4年	3月28日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
有機磷化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	-	○		○	○	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		-	○	-	-			
テトラクロロエチレン		-	○	-	-			
ジクロロメタン		-	○	-	-			
四塩化炭素		-	○	-	-			
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-			
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-			
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-			
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-			
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-			
1,3-ジクロロプロパン		-	-	-	-			
チカラム		-		-	-			
シマジン		-		-	-			
チオベンカルブ		-		-	-			
ベンゼン		-	○	-	-			
セレン又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
1,4-ジチオキサン		-	-	-	-			
ダイキソソ類	-	-		-	-		-	-

